

豊中市金融システム緊急対策会議設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、豊中市公金の管理に関する基本方針（以下「基本方針」という。）

第8の規定により設置する豊中市金融システム緊急対策会議（以下「緊急対策会議」という。）の組織及び審議事項等を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 緊急対策会議は、市長、副市長、会計管理者、病院事業管理者、上下水道事業管理者、総務部長、都市経営部長、都市活力部長、財務部長、危機管理監、市立豊中病院事務局長及び上下水道局経営部長をもって組織する。

(審議事項等)

第3条 緊急対策会議は次に掲げる事項を審議し、対応策を策定する。

(1) 公金取扱金融機関の経営の破綻等、危機的状況の発生が危惧され、又は危機的状況が発生した場合の各会計（豊中市伊丹市クリーンランドを含む。）の公金保護及び地域の金融システムに与える影響等に関すること。

(2) 前号の場合における市民生活への影響及び市外郭団体の資金保護に関すること。

(緊急対策会議)

第4条 緊急対策会議は、市長が招集し、主宰する。

2 市長に事故あるときは、市長が指定する副市長がその職務を行う。

3 市長は、必要と認めるときは、会議に第2条で定める者以外の者の出席を求めることができる。

(緊急対策委員会)

第5条 緊急対策会議が招集されるときは、緊急対策会議の意思決定に必要な情報収集を行わせ又緊急対策会議の決定事項を迅速に実行させるため、緊急対策委員会を設置する。

2 緊急対策委員会は、財政課長、会計課長、市立豊中病院経営企画課長、上下水道局経営企画課長、危機管理課長、法務・コンプライアンス課長、広報戦略課長及び産業振興課長をもって組織する。

3 緊急対策委員会に関する庶務は、会計課が行う。

(庶務)

第6条 緊急対策会議に関する庶務は、会計課が行う。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から実施する。